

第3章 環境

3 - 1 低炭素で循環型の地域社会づくり	1 地球温暖化対策と環境・エネルギー政策の推進 2 循環型社会の形成
3 - 2 豊かな自然環境の保全	1 水・大気環境の保全 2 自然環境の保全 3 県民参加による環境保全

施策の展開 3-1 低炭素で循環型の地域社会づくり

施策目標

県民、NPO、企業などが協働し、温室効果ガス*や廃棄物の削減に取り組む低炭素で循環型の地域社会の構築をめざします。

現状と課題

気候変動などにより県民の暮らしに様々な影響を及ぼすとされる地球温暖化が喫緊の課題となっています。

県内の温室効果ガスの排出量は、特に業務・家庭部門で伸びが顕著であり、低炭素社会の実現に向けて、さらに県民、NPO、企業などが連携して取り組む必要があります。東日本大震災後の電力需給の逼迫により、電力需要の集中回避や自然エネルギー*の活用などが求められており、平成24年(2012年)7月の再生可能エネルギー*の固定価格買取制度の開始も相まって、自然エネルギーの普及に向けた取組が各地域で始まっています。

循環型社会の形成に向けて様々な取組が推進されていますが、依然として膨大な量の廃棄物が排出されており、廃棄物の発生抑制や再資源化に向けた取組を一層進める必要があります。

廃棄物の不適正処理や不法投棄が後を絶たず、ますます巧妙化、広域化しており、厳格な監視・指導が必要となっています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
県内の温室効果ガス総排出量(平成2年度(1990年度)比)	8.7% (H21年度)	6.0%	県内のエネルギー使用量などをもとに算出した温室効果ガスの排出量(H2年度比) [国の中央環境審議会の報告を参考に設定]
発電設備容量でみるエネルギー自給率	61.4% (H22年度)	70.0%	県内全ての再生可能エネルギーによる発電設備の容量(発電能力)を県内の最大電力需要で除した数値。電力需要のピークに対する県内の全発電施設が100%稼働した場合の比率(理論値)を示す。 [自然エネルギーの発電設備導入動向やH23年度の節電実績等を参考に設定]
1人1日当たり一般廃棄物排出量	862g (H22年度)	800g以下	市町村が処理する一般廃棄物の1人1日当たりの平均排出量 [過去の変化率と削減幅を勘案して設定]
産業廃棄物総排出量	3,709千t (H20年度)	3,600千t以下	県内で排出された産業廃棄物総排出量(農業系廃棄物、砂利洗浄汚泥を除く) [過去の変化率と削減幅を勘案して設定]

施策の基本方向

持続可能で低炭素な地域社会の構築を図るため、地球温暖化対策や、省エネルギーの推進、自然エネルギーの普及、電力需要の集中回避など環境・エネルギー政策*を推進します。

廃棄物の発生抑制に重点を置きつつ、再資源化や廃棄物の適正処理に向けた取組を推進することにより循環型社会の形成を図ります。

施策の展開

地球温暖化対策と環境・エネルギー政策の推進

県民総ぐるみで節電などの省エネルギーに取り組む運動を展開します。

県民への省エネルギー行動の定着に向けた助言や高効率機器への転換促進などにより、家庭からの温室効果ガス排出削減を図ります。

業務用機器の効率的な使用の徹底、高効率機器への計画的な転換の促進、環境マネジメントシステム*の導入促進などにより、事業者からの温室効果ガス排出削減を図ります。通勤等での公共交通の利用促進や環境負荷の少ない次世代自動車*の普及などにより、自動車使用に伴う環境負荷の低減を図ります。

建築物の省エネルギー性能を客観的に評価できる制度や自然エネルギー設備の設置を検討する制度の運用、環境性能を備えた県産材利用住宅の導入促進などにより、環境に配慮した建築物の普及を図ります。

地域特性を活かした自然エネルギーの普及拡大を図るため、県有施設等での自然エネルギーの導入を推進するとともに、市町村や事業者の導入を支援します。

農業水利施設などを活用した小水力発電の導入を促進します。

県産材を活用した発電や木質ペレット・薪による熱利用など木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

県の電気事業において、新たに水力発電所を建設するとともに、得られた利益の一部を活用して、自然エネルギー施策の支援を行います。

間伐など森林整備の計画的実施や企業等の社会貢献活動の促進により、二酸化炭素吸収源としての健全な森林づくりを推進します。

環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」により、県の業務での温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

循環型社会の形成

レジ袋の削減や食べ残しを減らそう県民運動など県民総参加の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組やリサイクル製品の利用促進などにより、ごみの減量化・廃棄物の排出抑制の取組を推進します。

市町村等が行う一般廃棄物の減量や適正な処理を支援し、生活環境の保全を図ります。産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する排出抑制・資源化の啓発や立入検査などによる監視・指導等により、廃棄物の適正処理を推進します。

放置された産業廃棄物について、関係者に撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査や一時保全を行います。

不法投棄監視連絡員の配置、夜間監視やスカイパトロールの実施、不法投棄ホットラインの設置などにより、不法投棄の早期発見を図ります。

(参考) 関連する個別計画

第三次長野県環境基本計画(策定中)、長野県環境エネルギー戦略(策定中)、環境保全のための「長野県職員率先実行計画」(第4次改定版)、長野県廃棄物処理計画(第三期)、長野県森林づくり指針、長野県住生活基本計画

【用語解説】

温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、大気中において地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。

自然エネルギー：太陽光、風力、中小水力(3万kW未満)、太陽熱、地熱その他の自然界に存する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもので、化石燃料を除く。)の「自然エネルギー資源」を利用して得られるエネルギーのこと。

再生可能エネルギー：「自然エネルギー」に、再生可能エネルギー促進法の対象に含まれない規模の既存の一般水力発電を加えたもの

環境・エネルギー政策：省エネルギーの推進と自然エネルギーの普及に加え、熱エネルギー利用の推進や電力需要の集中回避、地域主導のエネルギー事業による地域の自立を図る施策

環境マネジメントシステム：環境に関する方針や目標等を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくことを目的とした仕組みのこと。

次世代自動車：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車のこと。

施策の展開 3-2 豊かな自然環境の保全

施策目標

本県の貴重な財産である良好な水・大気環境と豊かで多様な自然環境を適切に保全し、将来に引き継ぎます。

現状と課題

長野県は、南北に長い広大な県土と標高差によって、変化に富んだ自然環境と豊かな生態系が形成されています。

近年、森林などの水源涵養機能の低下や目的不明な土地取引による水源への影響が懸念されており、水資源保全対策を進める必要があります。

里山の荒廃、外来生物の侵入、地球温暖化などにより動植物の生息・生育が脅かされています。

県民、事業者等の自主的な参加による幅広い環境保全活動を促進し、本県の自然環境を将来に引き継いでいくことが求められています。

達成目標

指標名		現状	目標 (平成 29 年度)	備考
水質の環境基準達成率	河川	98.6% (H23 年度)	98.6%	主要河川 71 地点の環境基準 (BOD*) 達成地点数の割合 (基準達成地点数/水質常時監視地点数) [過去の達成率をもとに設定]
	湖沼	53.3% (H23 年度)	60.0%	主要湖沼 15 湖沼の環境基準 (COD*) 達成湖沼数の割合 (基準達成湖沼数/水質常時監視湖沼数) [過去の達成率をもとに設定]
希少野生動植物*の保護回復事業計画策定種数		9 種 (H23 年度)	12 種	長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定数 [効果的な保護対策のため策定する種数]

施策の基本方向

水源地域や水源林の適切な管理により水資源を保全するとともに、水や大気の監視、生活排水対策などにより水・大気環境の保全を図ります。

希少野生動植物の保護回復への取組や自然とのふれあいを通じた意識の向上により、自然環境の保全を図ります。

環境学習などを通じて環境への関心を高め、県民との協働による外来植物の駆除活動の実施などにより、県民参加による環境保全活動を推進します。

施策の展開

水・大気環境の保全

水源地域の土地取引や地下水取得に関する制度の運用、保全が必要な水源林の公的管理

の促進により、水資源の保全を図ります。

河川・湖沼・地下水の水質の常時監視、工場や事業場での排水の監視と適切な指導、水環境保全のための意識啓発により、良質な水環境の保全を図ります。

湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼である諏訪湖と野尻湖について、水質浄化と生態系の保全を図ります。

流域下水道の整備と適切な管理運営を行うとともに、農業集落排水処理施設の整備・更新を促進します。

合併処理浄化槽の整備促進と適切な維持管理のための啓発指導を行います。

大気汚染物質の常時監視、工場や事業場など大気汚染物質発生源に対する監視と適切な指導により、良好な大気の保全を図ります。

騒音・振動・悪臭の防止を図るため、自動車や新幹線の騒音調査を行うとともに、市町村への技術支援を行います。

環境保全研究所において、放射性物質の測定や検査を実施するとともに、県内に設置したモニタリングポストにより空間放射線量の常時監視を行います。

ダイオキシン類*の調査や発生源に対する監視・指導により良好な生活環境の確保を図ります。

アスベスト*排出作業の監視・指導、廃棄物処理施設などの周辺環境調査、市街地のモニタリング調査などにより、大気環境の汚染防止と適正処理を促進します。

自然環境の保全

希少野生動植物の保護回復事業計画の策定を進め、市町村、NPO、民間団体等の幅広い連携による生息・生育環境の保護対策を進めます。

自然探勝会の開催、自然観察インストラクターの活動などにより、自然に親しみ、学べる機会を提供します。

自然公園*、中部北陸自然歩道において、標識、遊歩道などの施設の補修、整備を行います。

自然公園等の利用者に対して、自然保護や施設の適正な利用に関する指導・情報提供を行う自然保護センターや自然保護レンジャーにより、自然公園等の安全で快適な利用を図ります。

県民参加による環境保全

こどもエコクラブ*やキッズISOプログラム*などの活動への支援により、子どもたちの環境保全に関する主体的な取組を促進します。

県民、事業者、行政の参加と連携による環境保全活動を推進するため、関係団体と連携したキャンペーンの実施やイベントの開催等により普及啓発を行います。

県民と協働した外来植物の駆除や道路・河川環境の美化などの環境保全活動を推進します。

環境保全研究所において、環境基準の適合状況の把握や環境への影響予測などの調査、自然保護の研究を行うとともに、危機事象に的確に対応できる体制について検討します。

事業者が行う大規模開発等において、環境の保全に適切な配慮が行われるよう環境影響

評価制度*の適切な運用を図ります。

(参考) 関連する個別計画

第三次長野県環境基本計画(策定中)、第5次長野県水環境保全総合計画(策定中)、長野県「水循環・資源循環のみち 2010」構想、長野県希少野生動植物保護基本方針、生物多様性ながのけん戦略

【用語解説】

BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量) : 河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が、一定期間、一定温度のもとで微生物によって酸化、分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

COD (Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量) : 湖沼などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

希少野生動植物 : 県内に生息し又は生育する野生動植物であって、その種の存続に支障を来すなどの状況にあるもの

ダイオキシン類 : 物の燃焼等の過程で非意図的に生成される炭素、水素、酸素、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって二百数十種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、水にはほとんど溶けないが、脂肪などには溶けやすい性質を有する。

アスベスト : 天然にできた鉱物繊維で、熱や摩耗に強く、丈夫で変化しにくい特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、この繊維は、毛髪の 5,000 分の 1 と細いため飛散しやすく、吸い込んだ場合には、肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、使用が禁止されている。

自然公園 : 国立公園、国定公園、県立自然公園のこと。県内には国立公園が、中部山岳、上信越高原、秩父多摩甲斐、南アルプスの 4 地域、国定公園が、八ヶ岳中信高原、天竜奥三河、妙義荒船佐久高原の 3 地域、県立自然公園が、中央アルプス、御岳、三峰川水系、塩嶺王城、聖山高原、天竜小洪水系の 6 地域、合計 13 地域ある。

こどもエコクラブ : 子どもたちが地域で主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識の形成を支援するために、環境省が参加を呼びかけている環境活動クラブ

キッズ ISO プログラム : NPO 法人国際芸術技術協力機構が開発し、日本国内や世界各国で実施されている子ども向け環境教育プログラム

環境影響評価制度 : 大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度